

条件付一般競争入札に係る質問に対する回答表

件名 広報もりぐち及び守口市ホームページの有料広告掲載業務委託

No	質 問	回 答
1	入札書と内訳書の提出時、封筒に入れる必要がありますか。 その場合、封筒封入時の指定はありますか。	入札書は入札箱に投函していただき、内訳書は指定の場所に提出をいただきます。 そのため、封筒に入れる必要はございません。
2	再度の入札時も内訳書の提出が必要という認識で合っていますでしょうか。 また、再度の入札で決定しなかった場合はどうなりますか。	再度入札を行う場合は、内訳書は必要ございません。 なお、再度入札して決定しない場合は、入札不調として取り扱います。
3	添付書類の欄が空白のため、提出書類は様式 1 のみという認識で合っていますでしょうか。 また、様式 1 は押印不要でしょうか。	お見込みのとおり。 なお、様式 1 については押印不要です。
4	「守口市契約規則第 21 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。」とありますが、HP で見当たらなかったため「第 21 条各号」の内容を教えてください。	守口市契約規則第 21 条については、以下のとおりです。 (契約保証金の納付の免除) 第 21 条 市長は、次の各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができます。 (1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。 (3) 令第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 年間に国、他の地方公共団体又は本市との間で種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。 (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。 (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。 (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。 (7) 契約の目的又はその性質が契約保証金を徴収

		する必要がないと認められるとき。
--	--	------------------